

平成 16 年8月6日

内閣官房行政改革推進事務局殿

公益法人制度改革問題連絡会

意 見

はじめに

私たちは、より良き制度改革を願い4月末以降、全国各地の公益法人および関係者との意見交換を図るべく、すでに 20 回にわたり対話集会を開催してまいりました。そもそも何のため、誰のための改革なのか、公益法人制度を抹殺しようとしているのか、公益性判定が再び行政の裁量に委ねられてしまうのではないかと、公益法人に対する課税強化は絶対反対、このような懸念や意見が日に日に高まってきております。

今回の制度改革は「議論の中間整理」にも述べられているように、「わが国の社会を活性化するために、民間非営利活動とりわけその公益的活動が果たす役割は極めて重要である」旨の基本認識に立って、市民がそれぞれの価値観に基づき選択する地域や活動分野において、自発的に自由闊達に社会に貢献する活動を国として奨励し、支援するための制度づくりであったはずですが。

しかるに公益性の有無にかかわらず非営利法人に一本化するとしながら、公益法人と中間法人のみの統合を念頭に置いた政府基本構想には、基本認識に反する多くの問題点を含んでいると判断せざるを得ません。

この際、政府は改めて制度改革の原点を再確認し、その上に立って法制度の設計および税制を含む多様な支援措置を講ずるべきです。

当連絡会はさる4月 27 日付けで「議論の中間整理」に対する意見書を提出して以降、当局および「公益法人制度改革に関する有識者会議」における議論の推移を注視してまいりましたが、今なお意見の集約がなされていない現状に鑑み、再度私たちの考えるところを申し述べ、今後の取りまとめに反映していただきたく「意見」を提出します。

記

1 非営利法人における残余財産分配について

新制度における解散時残余財産の取扱いについて、構成員へ分配することが可能なタイプと分

配を認めないタイプに法人類型を明確に区分し、後者から前者への変更を禁止する制度とすること。

2 中間法人制度について

社員の責任に関し、無限責任制または基金を前提とする有限責任制を特色とする中間法人法と、有限責任を原則とする新しい非営利法人制度との関係については、施行後日も浅い中間法人制度の実態も踏まえ慎重に対処すること。

3 公益性のある非営利法人について

公益性のある非営利法人と一般の非営利法人は法人法制上明確に区分し、これを法人登記上明らかにする仕組みとすること。

4 公益性判断主体

独立性を有する第三者的な中立機関としての行政委員会ないしは民間機関がこれに当たること。

5 公益性判断基準

設立目的、規律とともに事業（活動分野）について出来る限り具体的、かつ詳細に明示し、判断主体による恣意的な判断の余地を極力少なくする仕組みとすること。

以上

「公益法人制度改革問題連絡会」について

これからの「市民社会」の発展に向けた視座から、「公益法人制度改革」に関する世論喚起と社会的提言を行うことを目的に、現在改革の対象となっている当事者団体（財団法人、社団法人）を中心として、幅広いネットワークを有する拠点的な団体を構成メンバーに、2004 年3月 29 日発足しました（事務局・（財）公益法人協会）。

現在の参加団体は以下の 28 団体です。

〈2004 年8月6日現在、五十音順〉

アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)

NPO支援財団研究会

特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター

関西財団の集い

社団法人 ガールスカウト日本連盟

芸術文化助成財団協議会

高齢社会NGO連携協議会

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター

*** 財団法人 さわやか福祉財団**

社会福祉支援団体懇話会

*** 財団法人 助成財団センター**

私立美術館会議

*** シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会**

生命科学助成財団連絡協議会

社団法人 東京青年会議所

特定非営利活動法人 日本NPOセンター

社団法人 日本オーケストラ連盟

*** 社団法人 日本芸能実演家団体協議会(芸団協)**

財団法人 日本国際交流センター

社団法人 日本青年会議所

社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

社団法人 日本フィランソロピー協会

社団法人 日本フラワー・デザイナー協会

社団法人 日本ペンクラブ

*** 財団法人 日本YMCA同盟**

財団法人 日本YWCA

財団法人 ボーイスカウト日本連盟

*** 財団法人 公益法人協会**

注) * 印は「世話団体」
